

事 務 連 絡  
令 和 3 年 10 月 1 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症に係る  
保健所体制の整備等について

新型コロナウイルス感染症対策の保健所に係る体制整備については、「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」（令和2年6月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、貴自治体において取り組んで頂いてきたところです。

一方で、今夏、感染力の強い変異株の流行により、これまでの想定を上回る規模・スピードでの感染拡大が生じ、各保健所における運用面において様々な課題が明らかになりました。これらの課題に対しては、今後もこうした感染拡大が中長期的に反復する可能性があることを前提に、更なる体制の強化を図り、業務を円滑に行えるようにしておく必要があります。

貴自治体におかれては、「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、「保健・医療提供体制確保計画」を策定頂く予定であるところ、同計画の策定に当たっては、各保健所の体制・状況等を考慮して頂くこととなります。

つきましては、今後、進めて頂きたい取組等について、各地におけるこれまでの取組事例を踏まえつつ、「新型コロナウイルス感染症に係る保健所体制の整備に関する今後の取組について」（別紙1）、「新型コロナウイルス感染症に係る保健所の業務に関する今後の取組について」（別紙2）にまとめましたので、同計画の策定に当たり参考として頂きますよう、よろしく願いいたします。

なお、同計画の策定に当たっては、入院医療等の医療提供体制を含め、切れ目なく陽性者に対応可能な体制の確保について、感染拡大に応じた全県的な方針の整理が必要となります。このため、保健所体制の整備に関しても、都道府県におかれては、管轄下の保健所との調整を行うとともに保健所設置市・特別区と連

携を行うことにより、また、保健所設置市・特別区におかれては、自ら管理する保健所との調整を行いつつ、所在する都道府県との連携を行うことにより、実効性のある計画を策定して頂くようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に当たっては、保健所体制と医療提供体制が密に連携する必要があり、地域全体で関係者間による協議が行われる必要があります。これまでの課題を地域全体で共有し、地域全体の体制整備へと結び付けて頂きますよう重ねてお願いいたします。

**【担当者】**

新型コロナウイルス感染症対策推進本部

保健班

担当：守川・近藤・稲垣・矢吹・森屋・篠原

電話番号：03-5253-1111（内線 2391/2392/2335/8926/8938）

メールアドレス：hokenjo-kinou@mhlw.go.jp